

中国の政府情報公開条例

岡村 志嘉子、刈田 朋子

【目次】

はじめに

I 政府情報公開に関する立法の現状

- 1 政府情報公開の出発点
- 2 現行法中の主な政府情報公開関連規定

II 政府情報公開条例の概要

- 1 制定までの経緯
- 2 条例の構成と概要
- 3 内容の特色と留意点

おわりに

付表：政府情報公開に関する各級地方政府法規

翻訳：中華人民共和国政府情報公開条例

広州市政府情報公開規定

はじめに

2003年春、重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome 以下SARSとする。）の大流行に際して、SARS発生源の中国における情報公開の立ち後れが国際的な批判的となったことは記憶に新しい。特に、政府機関による情報操作や情報隠蔽に対しては、国外のみならず国内でも批判が高まり、前年に発足したばかりの胡錦濤政権は厳しい対応を迫られることになった。

情報公開の推進は、近年中国でも主要な政策課題の1つとみなされ、制度整備や関連法の制定に向けた検討が進められてきた。そのような時期に発生したSARS危機は中国政府にとって大きな教訓となり、国レベル、地方レベルを含めて政府情報公開への取組みが加速された。

法整備の面では地方が先行した。さきがけとなったのが「広州市政府情報公開規定」（2002年

11月6日公布、2003年1月1日^(注1)施行)であり、それについて、主な省、直轄市、大都市などで同様の政府情報公開関連立法が相次いだ。2007年に入ると国レベルの「政府情報公開条例」^(注2)も制定され、これが2008年5月1日から施行されることになった。中国における「条例」とは、行政機関である国務院が憲法及び法律に基づいて定める行政法規である。現段階で「政府情報公開法」を制定することについては、まだ機が熟していないと判断され、法律の下位にある行政法規レベルでの立法の早期実現が図られた。

中国政府は「政府情報は公開を原則とし、非公開を例外とする」という基本理念の下に、情報公開の制度整備を進めている。この基本理念は「広州市政府情報公開規定」第6条に明文化されて以来、「政府情報公開条例」まで一貫している。政治体制による制約付きではあるものの、これは中国における政府情報公開の進展にとって、画期的な意味を持つものと考えられている。

本稿では、「政府情報公開条例」について、制定に至るまでの経緯と関連の立法動向を踏まえながら、その概要と特色を紹介する。また、付表として、各級地方政府の政府情報公開関係法規の一覧を作成した。翻訳は「政府情報公開条例」のほか、最初の政府情報公開立法として意義の大きい「広州市政府情報公開規定」も、参考のため全文^(注3)訳出した。

I 政府情報公開に関する立法の現状

1 政府情報公開の出発点

中国における政府情報の公開に向けた法整備は、1980年代後半に始まった。改革開放政策に

より経済が発展し、市場経済化が浸透する中国
社会において、政府情報公開は必然的な要求に
なっていた。中国政府は体制維持を念頭に、
極めて慎重な対応ながら、農村部において政府
情報公開に向けた制度整備の第一歩を踏み出し
た。それが「村務公開」であり、その法的根拠
として1987年11月24日、「村民委員会組織法
(^{注4} 試行)」が公布され、翌1988年6月1日から試
行された。

村民委員会は農村部住民の末端レベルの自治
組織であり、正式な行政機構には含まれないが、
実質的には農村行政の末端を担っている。その
村民委員会の情報公開について、「村民委員会組
織法(試行)」は、「村民委員会が当該村の公共
事務及び公益事業を執り行うために必要とする
費用は、村民会議の討論を経て決定し、当該村
の経済組織又は村民から集めることができる。
収支勘定は定期的に公表し、村民及び当該村の
経済組織の監督を受けなければならない」との
規定を設けた(第17条)。村民委員会の事業運営
と財務状況について、村民に対して情報公開す
ることが義務付けられたのである。

「村務公開」は、情報公開による腐敗防止と
農村行政の健全化、それによる農村社会の安定
的發展を目的とするものであった。10年の試行
期間を経て、1998年11月4日、「村民委員会組
織法」(^{注5})が公布・施行され、「村務公開」は本格実
施されることになる。「村民委員会組織法」は第
22条において、「村民委員会は村務公開制度を実
行する」と明記し、村民委員会が速やかに公開
すべき具体的な事項を列挙するほか、公開しな
かった場合の責任追及方法についても規定して
いる。

一方、この時期、都市部においても情報公開
の制度化に向けた法整備が進められた。農村部
の村民委員会に相当する都市部の末端組織を居
民委員会という。その居民委員会の情報公開義
務について、「都市居民委員会組織法」(1989年

12月26日公布、1990年1月1日施行^(注6))は、上述
の「村民委員会組織法(試行)」第17条と同様に、
「居民委員会が当該居住地区における公益事業
を執り行うために必要とする費用は、住民会議
の討論を経て決定し、自由意思に基づく形で住
民から徴収することができ、また、当該居住地
区の受益団体から当該団体の同意を経て徴収す
ることもできる。収支勘定は速やかに公表し、
住民の監督を受けなければならない」との規定
を設けている(第16条)。

このように、1980年代から1990年代にかけて、
行政の末端部分においては農村部から都市部ま
で、一定範囲内での政府情報公開の法的基盤が
整備されていった。

2 現行法中の主な政府情報公開関連規定

中国の現行法において、政府情報公開関連規
定が設けられている法律及び行政法規の数は、
現在80以上に上るとい^(注7)う。それは1990年代以降、
特に2000年以降顕著に増加している。中でも
2003年のSARS危機以後に制定されたものは、
情報公開の推進に向けて具体的かつ詳細な規定
が多いのが特徴的である。ここでは、その中か
ら代表的な規定をいくつか紹介する。

① 統計法(1996年5月15日改正公布)^(注8)

統計制度と調査方法、統計資料の管理及び公
表のあり方などについて定めた法律である。

- ・国家統計局及び省・自治区・直轄市人民政
府の統計担当組織は、国の規定に従い、定
期的に統計資料を公表しなければならない
(第14条)。
- ・国家秘密に属する統計資料は秘密を守らな
ければならない。私人及び家庭の個別調査
に属するものは、本人の同意を得ることな
く漏洩してはならない。統計担当組織及び
統計作業要員は、統計調査中に知った統計
調査対象の商業秘密に対し、守秘義務を負
う(第15条)。

② 立法法 (2000年3月15日公布、同年7月1日^(注9)施行)

国及び地方レベルの法体系と立法手続について定めた法律である。

- ・全国人民代表大会常務委員会の会議議事日程に組み入れられている重要法律案は、委員長会議の決定を経て公表し、意見を求めることができる。各機関、組織及び公民が提出した意見は常務委員会の業務担当組織に送付する (第35条)。
- ・行政法規は起草の過程において、関係する機関、組織及び公民の意見を広く聴取しなければならない。意見聴取は、座談会、検証会、聴聞会等の多様な形式を採ることができる (第58条)。

③ 安全生産法 (2002年6月29日公布、同年11月1日^(注10)施行)

生産現場の安全性を高め、労働災害の防止を図るための法律である。

- ・県級以上の地方各級人民政府において、安全生産に関する監督管理に責任を負う行政部門は、当該行政区域内における事故発生状況について定期的に統計分析を行い、かつ、定期的に社会に公表しなければならない (第76条)。

④ 突発公衆衛生事件緊急時対応条例 (2003年5月9日公布・施行)^(注11)

重大な伝染病、大規模な食中毒、職業上の中毒など、突然発生し、公衆の健康に深刻な被害をもたらす、又はもたらすおそれのある事件について、その予防、抑止及び危害除去のための緊急対応措置を定めた条例である。SARS 対応の失敗を教訓として、その直後に制定された。

- ・国は突発事件の情報公表制度を整備しなければならない。国務院衛生行政主管部門は、突発事件の情報を社会に公表する責任を負う。・・・情報の公表は、速やかに、正確かつ全面的でなければならない (第25条)。

⑤ 行政許可法 (2003年8月27日公布、2004年7月1日^(注12)施行)

行政許認可について定めた法律である。

- ・行政許可の事項設定及び処理については、公開、公平及び公正の原則を遵守しなければならない。・・・行政許可の処理及び結果は、国家秘密、商業秘密又は個人のプライバシーに関わるものを除き、これを公開しなければならない (第5条)。

⑥ 伝染病防止法 (2004年8月28日改正公布、同年12月1日^(注13)施行)

伝染病の予防及び抑止を図るための法律である。

- ・国は、伝染病・疫病状況情報公表制度を確立する。国務院の衛生行政部門は全国の伝染病・疫病状況情報を定期的に公表する。・・・伝染病が突然発生し、又は流行した場合には、国務院の衛生行政部門は伝染病・疫病状況情報を社会に公表する責任を負うものとし、かつ、省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門に授權し、当該行政区域の伝染病・疫病状況情報を社会に公表させることができる。・・・伝染病・疫病状況情報の公表は速やかに、かつ正確に行わなければならない (第38条)。

⑦ 突発事件対応法 (2007年8月30日公布、同年11月1日^(注14)施行)

大規模な自然災害や事故、公衆衛生に関わる事件など、突然発生し、社会に深刻な危害をもたらす、又はもたらすおそれがあり、緊急対応措置による対処が必要とされる事件について、その発生を予防し危害を除去するための対応を定めた法律である。

- ・突発事件の処理を担当する人民政府は、関係規定に基づき、突発事件の事態の推移及び緊急対応措置に関する情報を統一的に、正確かつ速やかに公表しなければならない (第53条)。

II 政府情報公開条例の概要

1 制定までの経緯

中国政府が政府情報公開について法制化の検討を本格的に開始したのは1998年である。この年、中国社会科学院法学研究所に「政府情報資源の開発・利用・管理に関するプロジェクトチーム」が編成された。当時は、「政府情報公開」という「公開」が前面に出た用語の使用は差し控えられていた。

このプロジェクトチームの発足は、国家秘密保護局の主導で1997年から始まった「国家秘密保護法」(1988年9月5日公布、1989年5月1日施行)^(注15)改正に向けた検討が契機となっている。1988年に制定された「国家秘密保護法」は、その後の社会情勢の大きな変化の中で、改正の必要性が高まっていた。その検討の過程で、公開と秘密保護の関係の明確化が法改正の核心であり、政府情報の公開に関しても法制化が必要であると認識されるようになっていった。^(注16)

2001年末には政府部内に国家情報化推進検討班が発足し、政府情報公開立法に向けての動きが更に具体化した。2002年5月、上述の中国社会科学院プロジェクトチームは同検討班の委託により法案の起草に着手し、同年7月には42か条からなる「政府情報公開条例(案)」が提出された。この条例案を基に、政府部内での正式の立法作業が始まった。^(注17)

2003年のSARS危機では、中国政府の危機管理能力の低さや情報管理体制の不備が浮き彫りになった。と同時に、情報公開の立ち後れに起因する社会不安の拡大が政権の安定を揺るがす危険性について、中国政府は再認識を迫られることになった。SARS危機以後も、2004年には炭鉱事故の頻発と情報隠蔽、2004年から2005年にかけては鳥インフルエンザの流行、2005年末には松花江の大規模汚染事故など大きな災害が続き、情報公開制度の整備は災害対策の面から

も喫緊の課題とみなされ、立法作業は更に加速された。^(注18)

中国政府が情報公開立法を急ぐもう1つの要因は、腐敗防止対策であった。情報公開を通じて政府の透明性を高めることにより、政権や官僚の腐敗を抑止する効果が期待されている。また、国民の知る権利を拡大し、国民による行政監視機能を強化することにより、国民の不満解消と社会の安定の実現を図ろうとしている。^(注19)

立法作業を担当する国務院法制弁公室は、草案検討に当たって46の中央省庁と34の地方人民政府の意見を集約し、座談会や国際セミナーなどを通じて有識者からも意見を聴取した。また、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、ハンガリーなど諸外国の関連立法を参考にするため、資料収集や実地調査を行った。^(注20)このような検討の手順は、I-2-②で紹介した「立法法」第58条の規定に従ったものである。

2006年1月18日、国務院情報化弁公室と国務院法制弁公室が合同で起草した「政府情報公開条例案」と「趣旨説明」が国務院に送られた。国務院の「2006年立法計画」の中で、年内の制定を目指す重点法案の1つとされた「政府情報公開条例」は、国務院における審議を経て2007年1月17日、国務院第165回常務会議を通過し、更に修正が加えられた後、2007年4月5日国務院令第492号として公布された。^(注21)

2 条例の構成と概要

「政府情報公開条例」(以下「条例」という。)は、第1章：総則、第2章：公開の範囲、第3章：公開の方法及び手続、第4章：監督及び保障、第5章：附則の全5章38か条からなる。

その要点は次のようにまとめることができる。

- ・行政機関は、①公民、法人その他組織の直接的利益に関わる情報、②社会公衆が広く知り、又は関与する必要がある情報、③当該行政機

関の組織編制、機能、事務手続等の状況を示す情報、④その他法律、法規及び国の関係規定により自発的に公開すべきであるとされる情報を自発的に公開しなければならない。

- ・行政機関が自発的に公開する政府情報のほか、公民、法人その他組織は、自己の生産、生活、研究等の特殊な必要に基づき、国務院各部門、地方各級人民政府及び県級以上の地方人民政府部門に対し、関係政府情報の開示を請求することができる。
- ・行政機関は、政府情報を速やかに、かつ正確に公開しなければならない。ただし、国家秘密、商業秘密又は個人のプライバシーに関わる政府情報を公開してはならない。権利者の同意を得た場合、又は公開しないことが公共の利益に重大な影響をもたらすおそれがあると行政機関が認める場合には、商業秘密又は個人のプライバシーに関わる政府情報であっても、これを公開することができる。
- ・公民、法人その他組織は、行政機関が政府情報公開義務を法に従って履行していないと認めるときは、上級行政機関、監察機関又は政府情報公開業務主管部門に通報することができる。通報を受けた機関は、これを調査・処理しなければならない。
- ・公民、法人その他組織は、行政機関の政府情報公開業務における具体的な行政行為がその合法的な権利利益を侵害すると認めるときは、法に基づいて行政不服申立てを行い、又は行政訴訟を提起することができる。

3 内容の特色と留意点

(1) 情報公開の主体の種類

条例では政府情報公開の主体を3種類挙げている。

第1は行政機関であり、第4条において「各級人民政府及び県級以上の人民政府部門」と規定している。

第2は、第36条に定められた「法律又は法規により権限を授けられた、公共事務管理機能を有する組織」である。具体的には、中国地震局、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、中国保険監督管理委員会、国家電力監督管理委員会等の事業機関が、法律又は法規により権限を授けられ、公共事務管理機能を有するとき、情報公開の主体として条例が適用される。

第3は、第37条において「教育、医療衛生、計画出産、給水、電気供給、ガス供給、熱供給、環境保護及び公共交通等の人民大衆の利益と密接に関わる公共企業・事業体」を、情報公開の主体として挙げている。これらの公共企業・事業体は本来、行政管理機能を有してはいないので、政府情報公開の義務を負うべきものではない。しかし、公共資源を独占的に扱うこれらの公共企業・事業体が情報を公開しなければ、公衆の知る権利を侵害するだけでなく、日常生活に不便をもたらす可能性が高いため、社会公共サービスを提供する過程で作成又は取得した情報の公開が、例外的に求められている。この条文は条例の中で特徴的な規定の1つである。ただし、行政機関と同様の規定を完全に適用することはできないため、具体的方法は別途定められることになっている。^(注22)

(2) 自発的に公開する政府情報

政府情報公開に関する各国の法律においては、自発的に公開する政府情報の範囲についての規定はなく、公開しない情報の内容についてのみ規定している場合が多い。それに対して、条例では第2章を「公開の範囲」とし、第9条から第12条まで4か条にわたって、中央から地方まで人民政府のレベルごとに、自発的に公開する政府情報の内容を列記している。

この点について、国務院法制弁公室は2つの理由を挙げている。第1の理由は、自発的で迅

速かつ的確な政府情報公開の実現を促し、行政機関が重要な情報を公表しなかったり、恣意的に公表したりすることを防止することである。第2の理由は、社会的関心の高い問題については自発的に速やかに公表することが、公衆にとっての利便性を高め、また、それにより開示申請の件数が減少すれば行政コストの削減にもつながる、ということである。^(注23)

2007年1月17日に条例が国务院常务会议を通過してから、4月5日に公布されるまでに数か月かかっている。行政法規としては例外的な長さであるが、その間最大の論議となっていたのが、自発的に公開する政府情報の範囲を列举形式で明示する必要があるかどうかであった。具体的な事項を明記することにより情報公開を促進する効果が期待されるが、行政レベルごとに異なる公開対象事項を網羅的に列举できなければ、かえって情報公開の範囲を狭めることになるからである。最終的には、全体に共通する標準的公開範囲を第9条で規定し、続く第10条から第12条までの3か条で、人民政府のレベル別に固有の公開範囲を規定するという方法で決着した。^(注24)

(3) 政府情報公開と秘密保護の関係

政府情報公開の範囲をどのように定め、公衆の知る権利を最大限度まで保障しつつ、同時に国家の安全確保のため秘密保護をいかに保障するか、ということが条例の立法過程において最大の争点となった。2006年5月に完成した「政府情報公開条例(草案)〈意見募集稿〉」の段階まで、「公開を原則とする」立法方針が重視され、秘密保護審査に関する条項は置かれていなかった。しかし、最終的に公布された条例にはそれが盛り込まれ、「国家秘密保護法」に譲歩した形になった。^(注25)

政府側は、政府情報公開の主たる目的は国民にとっての利便性向上であり、国家の安全確保

と社会の安定は当然その前提条件であるから、国家の安全のための秘密保護は情報公開より優先される、という考え方に立っている。^(注26)一方、20年近く前に制定され社会情勢の変化に対応していない「国家秘密保護法」の規定に基づき秘密保護審査を行うことについて、懸念を示す有識者は少なくない。現行の「国家秘密保護法」は保護すべき秘密の定義が曖昧で、秘密保護が拡大解釈されるおそれが多分にあるためである。今回制定された条例の実効性を確保するために、「国家秘密保護法」の早期改正を求める声が高まっている。^(注27)

条例が定める政府情報公開の基本原則は、「国家の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定に危害を及ぼしてはならない」ということである(第8条)。行政機関は政府情報を公開する前に、「国家秘密保護法」その他の法律、法規及び国の関係規定により、公開予定の政府情報について審査することが義務付けられている(第14条第2項)。公開してはならない政府情報としては、「国家秘密、商業秘密又は個人のプライバシーに関わる政府情報」が挙げられている。ただし、商業秘密と個人のプライバシーについては、同意が得られた場合は公開できる。また、公開しないことが公共の利益に重大な影響をもたらすおそれがある場合は、同意なしで公開することもできる(第14条第4項、第23条)。同意なしで公開できるものとしては、重大な経済犯罪事件、商業詐欺事件、性犯罪事件等に関する政府情報などが想定されている。^(注28)

(4) 申請による情報公開と政府情報の訂正

政府が自発的に公開する政府情報の他に、「自己の生産、生活又は研究等の特殊な必要に基づき」という条件付きながら、必要な政府情報を申請により個別に取得する権利が規定されている(第13条)。情報開示の申請を受けた行政機関は、速やかに開示の可否を決定し、申請者に回

答しなければならない。その際、検索、複製、郵送等の実費を除く費用の徴収は禁止され、必要に応じて費用減免措置も講じられる。また、開示された自己に関連する情報が不正確であった場合、証拠を示して訂正要求を行うことができる。申請書の書式、回答期限をはじめ開示申請関連の実務手続について、条例第3章に詳細な規定が置かれている。

一方、行政機関自体にも誤った情報を訂正する義務が課せられている。第6条の「行政機関は、速やかに、かつ正確に政府情報を公開しなければならない。行政機関は、社会の安定に影響を及ぼし、若しくは影響を及ぼすおそれがあり、又は社会の管理秩序を混乱させる虚偽の、若しくは不完全な情報を発見したときは、その職責の範囲内において正確な政府情報を公表し、事実を明らかにしなければならない」という規定は、SARS 危機など過去の災害対応の教訓が反映されていると考えられる。正確な情報の収集とその適切な管理、迅速で的確な公開が、重要な任務として行政機関に課せられている。それが明記されたこの条文は、最近の危機対応関連立法における規定と連動している。

(5) 中国在住の外国人及び外国組織の取扱い

条例には、外国人及び外国組織に関する特別の規定はない。外国人及び外国組織の取扱いについて、国務院法制弁公室は条例公布時の記者会見において、「①外国人及び外国組織は中国政府の自発的情報公開によって政府情報を入手することができ、②外国人及び外国組織が我が国政府機関に対しそれ以外の政府情報の入手を申請する場合は、相互主義の原則に基づいて処理される^(注29)」と説明している。したがって、外国人及び外国組織による情報開示請求に対しては、相互主義が適用されることになる。

なお、この点について「広州市政府情報公開規定」では、「外国人、無国籍者又は外国の組織

が、広州市の行政区域内で政府情報の開示を申請するときは、中華人民共和国公民及び組織と同等の権利及び義務を有する」(第33条第1項)、「外国又は地域が中華人民共和国公民及び組織の政府情報公開に関する権利に制限を加えるときは、当該国又は地域の公民及び組織の政府情報公開に関する権利について相互主義の原則を適用する」(同第2項)という規定が独立して設けられている。

おわりに

「法に基づいて民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実施し、人民の知る権利、参与権、意思表示権、監督権を保障しなければならない。・・・政策決定の透明性と公衆参与の度合いを高め、一般公衆の利益と密接に関係する法律・法規の制定及び公共政策の決定に当たっては、原則として公開して意見を聴取しなければならない^(注30)」。

2007年10月、中国共産党第17回全国代表大会における報告で、胡錦濤総書記(国家主席)は政府情報の公開に関してこのように言及した。5年に1度の党大会における総書記報告は今後5年間の最も重要な政策方針となるものであるが、政府情報公開の推進に関しては、既出の各種政策文書で指示された方針以上に踏み込んだ内容は盛り込まれなかった^(注31)。

また、「国家秘密保護法」の改正についても、「2007年立法計画」の中に入っているとはいえ、具体的な見通しはまだ示されていない。その他の関連法の改正もこれからである。行政法規である条例は法律より下位にあるので、これらが改正されなければ、条例の実効性を十分に保障することは難しい。

2007年8月4日、条例施行に向けた準備作業の強化を求める通知が国務院弁公庁から出された。条例の重要性と緊急性を十分認識するこ

と、2008年3月までに政府情報公開目録を作成すること、必要な施設や事務処理体制を整備すること、職員に十分な研修を実施することなど、2008年5月1日の施行日までに各地方政府及び各行政省庁が対処すべき事項が掲げられ、それらに早急に取り組むよう求めている。このように、実務面での条件整備も、まだ大きな課題として残っている。今後、中国政府の情報公開に対する姿勢が改めて問われることになる。

注

* インターネット情報はすべて2007年12月15日現在である。

- (1) 「广州市政府信息公开规定」原文は広州市政府ホームページによる。<<http://www.gz.gov.cn/vfs/content/newcontent.jsp?contentId=233199&catId=4099>>
- (2) 「中华人民共和国政府信息公开条例」『中华人民共和国国务院公报』2007年第15号, 2007.5.30, pp. 15-18.
- (3) 政府情報公開条例の日本語訳は、中国総合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法 第1巻』ぎょうせい(加除式資料)に収録されているほか、山本賢二訳「中華人民共和国政府情報公開条例〔含 中国語文〕」『現代中国事情』no.14, 2007.7, pp.78-92. がある。広州市政府情報公開規定の日本語訳は、2007年末現在、公刊された資料中には見出せない。
- (4) 「中华人民共和国村民委员会组织法〔试行〕」以下、本稿で紹介した中国法令の原文はすべて、中華人民共和国国务院法制办公室の中国法令情報ネットワークシステム「中国政府法制信息网」<<http://www.chinalaw.gov.cn/>>による。
- (5) 「中华人民共和国村民委员会组织法」
- (6) 「中华人民共和国城市居民委员会组织法」
- (7) 「国务院法制办负责人就『中华人民共和国政府信息公开条例』答『中国法制信息网』记者问」『中国法制信息网』2007.4.24. <<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co559129868->>

- (8) 「中华人民共和国统计法」
- (9) 「中华人民共和国立法法」
- (10) 「中华人民共和国安全生产法」
- (11) 「突发公共卫生事件应急条例」
- (12) 「中华人民共和国行政许可法」
- (13) 「中华人民共和国传染病防治法」
- (14) 「中华人民共和国突发事件应对法」
- (15) 「中华人民共和国保守国家秘密法」
- (16) 「政府信息公开立法十年破冰：非典风波促立法加快」『中国青年报』2007.4.25. <<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co733247782>>
- (17) 「中国政府快步迈向信息公开时代」『人民网』中国人大新闻 2007.2.14. <<http://npc.people.com.cn/GB/15177/53059/5397848.html>>
- (18) 「信息公开推开门缝」『财经』no.184, 2007.4.30, pp.78-81.
- (19) 同上
- (20) 前掲注(7)参照。
- (21) 前掲注(17)参照。
- (22) 陈富智「关于政府信息公开的几个问题」『中国政府法制信息网』2007.8.30. <<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jst?contentid=co1251403010>>
- (23) 「『中华人民共和国政府信息公开条例』新闻发布会实录」『中国政府法制信息网』2007.4.24. <<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co6461480567>>
- (24) 前掲注(16)参照。
- (25) 前掲注(18)参照。
- (26) 前掲注(22)参照。
- (27) 姜明安「政府信息公开实现公民知情权」『中国政府法制信息网』2007.4.29. <<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co995879403->>
- (28) 前掲注(23)参照。

(29) 同上

(30) 胡锦涛「高举中国特色社会主义伟大旗帜为夺取全面建设小康社会新胜利而奋斗—在中国共产党第十七次全国代表大会上的报告(2007年10月15日)」『人民日报』2007.10.25.

(31) 例えば、「中共中央办公厅国务院办公厅关于进一步推行政务公开的意见(2005.3.24 中办发〔2005〕12号)」『中华人民共和国国务院公报』2005年第18号,

2005.6.30, pp.5-7.にも同様の表現がある。

(32) 「国务院办公厅关于做好施行『中华人民共和国政府信息公开条例』准备工作的通知(国办发〔2007〕54号)」『中华人民共和国国务院公报』2007年 第26号, 2007.9.20, pp.17-19.

(おかむら しがこ・議会官庁資料課)

(かりた ともこ・議会官庁資料課)

付表：政府情報公開に関する各級地方政府法規

刈田 朋子作成

1. 表1は「政府情報公開」(中国語で「政府信息公开」)、表2は「政務[情報]公開」(中国語で「政務[情報]公开」)を冠する地方政府法規を施行日順に排列したものである。
2. 表2の「政務公開」は「政府情報公開」より広い概念であるが、「政府情報公開」に関する規定がその中に含まれている。
3. 暫定、試行のものを含む。
4. 政府系を中心とする、信頼に足ると思われるサイト上で本文が入手できる地級行政区以上の地方政府の法規をできる限り集め、表1についてはそのすべてを、表2についてはその主なものをリストアップした。なお、これより下のレベルの地方政府においても「政府情報公開」又は「政務公開」を冠する法規を制定しているものが相当数みられるが、今回は省略した。
5. 行政レベルについては、省・自治区・直轄市及び省都・区都とそれ以下のレベルに分け、それぞれ施行日順に排列した。
6. 各表「行政レベル」欄の記号説明：
 - …省・自治区・直轄市：国の第一級行政区分。
 - △…地級市・盟：国の第二級行政区分。
 - ▲…副省級市：第二級行政区分のうち、法制等の面で特に大きな権限が認められている地級市。現在全国で15ある。
 - *…省都・区都：省・自治区人民政府の所在地。

表1 「政府情報公開」を冠する地方政府法規の一覧

I 省・自治区・直轄市、省都・区都

行政レベル	名 称	公 布 日	施 行 日
▲*	広州市政府情報公開規定（広東省）	2002年11月6日	2003年1月1日
●	上海市政府情報公開規定	2004年1月20日	2004年5月1日
▲*	成都府政府情報公開規定（四川省）	2004年3月29日	2004年5月1日
△*	昆明市政府情報公開暫行辦法（雲南省）	2004年4月8日	2004年5月1日
●	湖北省政府情報公開規定	2004年5月18日	2004年7月1日
▲*	武漢市政府情報公開暫行規定（湖北省）	2004年5月31日	2004年7月1日
▲*	杭州市政府情報公開規定（浙江省）	2004年4月27日	2004年10月1日
▲*	長春市政府情報公開規定（暫行）（吉林省）	不明	2004年10月30日
△*	海口市政府情報公開規定（海南省）	不明	2005年6月1日
●	河北省政府情報公開規定	2005年3月29日	2005年7月1日
●	北京市政府情報網上公開試行辦法	2005年6月21日	2005年10月1日
△*	鄭州市政府情報公開規定（河南省）	2005年7月26日	2005年10月1日
●	海南省政府情報公開辦法	2005年8月31日	2005年10月1日
△*	ウルムチ市政府情報公開規定（新疆ウイグル自治区）	2005年9月26日	2005年11月1日
△*	貴陽市政府情報公開暫行規定（貴州省）	2005年5月31日	2006年1月1日
●	陝西省政府情報公開規定	2005年12月10日	2006年1月10日
●	遼寧省政府情報公開規定	2005年12月14日	2006年2月1日
●	黒龍江省政府情報公開規定	2005年12月30日	2006年4月1日
●	江蘇省政府情報公開暫行辦法	2006年8月7日	2006年9月1日
▲*	広州市依申請公開政府情報辦法（広東省）	2006年12月28日	2007年5月1日

II その他

行政レベル	名 称	公 布 日	施 行 日
△	荆門市政府情報公開暫行辦法（湖北省）	2004年6月29日	2004年6月29日
△	日照市人民政府情報公開辦法（山東省）	2004年4月19日	2004年7月1日
△	安慶市政府情報公開規定（安徽省）	2004年9月21日	2004年10月1日
▲	寧波市政府情報公開規定（浙江省）	2004年10月8日	2004年11月1日
△	泰州市政府情報公開辦法（江蘇省）	不明	2004年11月1日
△	南平市政府情報公開規定（試行）（福建省）	不明	2004年12月1日
△	鞍山市政府情報公開暫行辦法（遼寧省）	2004年10月9日	2005年1月1日
△	衡陽市政府情報網上公開辦法（湖南省）	2005年4月14日	2005年4月14日
△	東営市政府情報公開暫行辦法（山東省）	2005年5月27日	2005年5月27日
△	黄岡市政府情報公開工作實施辦法（湖北省）	2005年5月27日	2005年5月27日
△	嘉興市政府情報公開暫行規定（浙江省）	2005年2月16日	2005年7月1日
△	衢州市政府情報公開辦法（浙江省）	2005年11月8日	2005年12月1日
△	蘇州市政府情報公開規定（江蘇省）	2005年11月2日	2006年1月1日
△	巴中市政府情報公開規定（四川省）	不明	2006年4月1日
△	宝鷄市政府情報公開暫行規定（陝西省）	2006年5月31日	2006年5月31日
△	本溪市人民政府情報公開暫行辦法（遼寧省）	2006年5月20日	2006年7月1日
△	遵義市政府情報公開規定（貴州省）	不明	2006年7月1日
△	葫蘆島市政府情報公開暫行規定（遼寧省）	2006年7月23日	2006年7月23日
▲	深圳市政府情報公開規定（広東省）	2006年8月3日	2006年9月1日
△	常州市政府情報公開規定（江蘇省）	不明	2006年9月1日
△	鎮江市政府情報公開辦法（江蘇省）	不明	2006年10月1日
△	遼陽市政府情報公開辦法（遼寧省）	2006年12月15日	2007年2月1日
△	無錫市依申請公開政府情報辦法（江蘇省）	不明	2007年5月1日
△	九江市政府情報公開規定（江西省）	2007年7月13日	2007年7月13日
△	泰安市政府情報公開管理辦法（山東省）	2007年10月12日	2008年1月1日

表2 「政務〔情報〕公開」を冠する地方政府法規の一覧

I 省・自治区・直轄市、省都

行政レベル	名 称	公 布 日	施 行 日
●	福建省政務公開暫行辦法	2001年9月11日	2001年9月11日
△*	太原市政府政務公開規定（山西省）	2003年6月3日	2003年7月3日
▲*	南京市政務信息工作暫行辦法（江蘇省）	2003年7月22日	2003年7月22日
▲*	ハルビン市政務公開規定（黒龍江省）	2003年12月24日	2004年2月1日
●	重慶市政務信息公开暫行辦法	2004年6月2日	2004年7月1日
●	吉林省政務信息公开管理辦法	2004年9月5日	2004年9月5日
▲*	済南市政務信息公开暫行辦法（山東省）	2004年8月30日	2004年10月1日
●	省政府及各部門政務公開暫行辦法（青海省）	2005年5月30日	2005年5月30日
●	広東省政務公開条例	2005年7月29日	2005年10月1日
●	四川省政務公開規定	2006年8月5日	2006年9月1日
△*	福州市政務公開工作實施辦法（福建省）	2007年11月9日	2007年11月9日

II その他

行政レベル	名 称	公 布 日	施 行 日
△	汕頭市政務信息公开規定（広東省）	2003年4月17日	2003年6月1日
△	大同市政務信息公开条例（山西省）	2004年6月5日	2004年8月1日
△	開封市政務信息公开暫行辦法（河南省）	2005年5月13日	2005年5月13日
△	蕪湖市政務公開實施辦法（安徽省）	2005年9月14日	2005年9月14日
△	亳州市人民政府政務公開管理規定（安徽省）	2005年9月30日	2005年10月1日
△	シリングル盟政務公開暫行辦法（内モンゴル自治区）	2005年10月17日	2005年10月17日
△	常德市政務信息網上公開暫行辦法（湖南省）	2006年5月18日	2006年5月18日
△	三亜市政務信息網上公開規定（海南省）	2006年4月17日	2006年6月1日
△	湘潭市政務信息網上公開暫行辦法（湖南省）	2006年9月6日	2006年10月1日
△	徳陽市政務公開實施辦法（四川省）	2006年10月26日	2006年11月1日
△	徐州市政務公開暫行辦法（江蘇省）	2006年12月18日	2006年12月18日
△	カラマイ市政務信息公开暫行辦法（新疆ウイグル自治区）	2006年8月15日	2007年1月1日
△	広安市政務公開暫行規定（四川省）	2007年3月8日	2007年3月8日
△	安順市政府政務信息公开暫行規定（貴州省）	2007年4月29日	2007年4月29日

中華人民共和國政府情報公開条例 (2007年4月5日公布、2008年5月1日施行)

岡村 志嘉子、刈田 朋子訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 公開の範囲
- 第3章 公開の方法及び手続
- 第4章 監督及び保障
- 第5章 附則

第1章 総則

第1条 公民、法人その他組織が法に基づいて政府情報を取得することを保障し、政府の業務の透明性を高め、法に基づく行政を促進し、人民大衆の生産、生活及び経済社会活動に対する政府情報のサービス機能を十分に発揮させるため、この条例を制定する。

第2条 この条例において政府情報とは、行政機関が職責履行の過程において作成又は取得して、一定の形式で記録し、保存する情報をいう。

第3条 各級人民政府は、政府情報公開業務に対する組織的指導を強化しなければならない。

国務院弁公庁は、全国の政府情報公開業務の主管部門であり、全国の政府情報公開業務を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

県級以上の地方人民政府弁公庁（室）又は県級以上の地方人民政府が定める他の政府情報公開業務主管部門は、当該行政区域の政府情報公開業務を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

第4条 各級人民政府及び県級以上の人民政府部門は、当該行政機関の政府情報公開制度を構築・整備し、かつ、担当組織（以下「政府情報公開業務担当組織」と総称する。）を指定して、当該行政機関における政府情報公開に係る通常業務の責任を負わせなければならない。

政府情報公開業務担当組織の具体的職責は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該行政機関の政府情報公開に係る具体的な事務を行うこと。
- (2) 当該行政機関が公開する政府情報を維持及び更新すること。
- (3) 当該行政機関の政府情報公開案内、政府情報公開目録及び政府情報公開業務年度報告を組織的に編集すること。
- (4) 公開予定の政府情報について秘密保護審査を行うこと。
- (5) その他当該行政機関が定める政府情報公開に関すること。

第5条 行政機関が政府情報を公開するときは、公正、公平、利便性の原則に従わなければならない。

第6条 行政機関は、速やかに、かつ、正確に政府情報を公開しなければならない。行政機関は、社会の安定に影響を及ぼし、若しくは影響を及ぼすおそれがあり、又は社会の管理秩序を混乱させる虚偽の、若しくは不完全な情報を発見したときは、その職責の範囲内において正確な政府情報を公表し、事実を明らかにしなければならない。

第7条 行政機関は、政府情報の公表に係る相互調整の枠組みを構築・整備しなければならない。行政機関による政府情報の公表が他の行政機関に関係するときは、関係行政機関と調整・確認し、行政機関が公表する政府情報の正確さと統一性を保証しなければならない。

行政機関による政府情報の公表において、国の関係規定により許可が必要とされるときは、その許可を得ることなく公表してはならない。

第8条 行政機関が政府情報を公開するときは、国家の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定に危害を及ぼしてはならない。

第2章 公開の範囲

第9条 行政機関は、次に掲げる要件のいずれかに該当する政府情報について、自発的に公開しなければならない。

- (1) 公民、法人その他組織の直接的利益に関わるもの
- (2) 社会公衆が広く知り、又は関与する必要があるもの
- (3) 当該行政機関の組織編制、機能、事務手続等の状況を示すもの
- (4) その他法律、法規及び国の関係規定により自発的に公開すべきもの

第10条 県級以上の各級人民政府及びその部門は、前条の規定により、それぞれの職責の範囲内において自発的に公開する政府情報の具体的内容を確定し、かつ、次に掲げる政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 行政法規、規則及び規範性文書（訳注：通達類などを指す）
- (2) 国民経済・社会発展計画、特定事業計画、

区域計画及び関係政策

- (3) 国民経済・社会発展統計情報
- (4) 財政予算及び決算報告
- (5) 有料行政関連サービスの項目、根拠及び基準
- (6) 政府集中調達プロジェクトの目録、基準及び実施状況
- (7) 行政許可の事項、根拠、条件、数量、手続及び期限並びに行政許可申請のために提出する必要があるすべての資料の目録及び処理状況
- (8) 重要整備事業プロジェクトの認可及び実施状況
- (9) 貧困扶助、教育、医療、社会保障、就業促進等の分野の政策、措置及びその実施状況
- (10) 突発公共事件の緊急時対応マニュアル、事前警告情報及び対応状況
- (11) 環境保護、公衆衛生、安全生産、食品・薬品及び製品の質に対する監督検査状況

第11条 区を設置する市級人民政府、県級人民政府及びその部門が重点的に公開する政府情報は、更に次に掲げる内容をも含まなければならない。

- (1) 都市・農村整備及び管理に関する重要事項
- (2) 社会公益事業の整備状況
- (3) 土地の収用又は強制使用、家屋の解体移転及びその補償・補助費用の支給・使用状況
- (4) 災害緊急援助、優遇措置、救済、寄付等の金品の管理、使用及び分配状況

第12条 郷（鎮）人民政府は、第9条の規定により、その職責の範囲内において自発的に公開する政府情報の具体的内容を確定し、かつ、次に掲げる政府情報を重点的に公開しなければ

ばならない。

- (1) 国の農村政策の定着状況
- (2) 財政収支、各種特定名目資金の管理及び使用状況
- (3) 郷（鎮）土地利用全体計画及び宅地使用の審査状況
- (4) 土地の収用又は強制使用、家屋の解体移転及びその補償・補助費用の支給・使用状況
- (5) 郷（鎮）の債権債務及び資金調達・労働力調達の状況
- (6) 災害緊急援助、優遇措置、救済、寄付等の金品の支給状況
- (7) 郷鎮集団企業その他の郷鎮経済実体による請負、賃貸借、競売等の状況
- (8) 計画出産政策の実施状況

第13条 第9条から前条までの各条に定める行政機関が自発的に公開する政府情報のほか、公民、法人その他組織は、自己の生産、生活又は研究等の特殊な必要に基づき、国务院各部門、地方各級人民政府及び県級以上の地方人民政府部門に対し、関係政府情報の取得を申請することができる。

第14条 行政機関は、政府情報の公表に係る秘密保護審査の枠組みを構築・整備し、審査の手續及び責任を明確にしなければならない。

行政機関は、政府情報を公開する前に、「中華人民共和国国家秘密保護法」その他の法律、法規及び国の関係規定により、公開予定の政府情報について審査しなければならない。

行政機関は、政府情報について公開の可否を確定することができないときは、法律、法規及び国の関係規定により、関係主管部門又は同級の秘密保護担当部門に報告してそれを確定させなければならない。

行政機関は、国家秘密、商業秘密又は個人

のプライバシーに関わる政府情報を公開してはならない。ただし、権利者の同意を得て公開し、又は公開しないことが公共の利益に重大な影響をもたらすおそれがあると行政機関が認める、商業秘密又は個人のプライバシーに関わる政府情報は、これを公開することができる。

第3章 公開の方法及び手續

第15条 行政機関は、自発的に公開する政府情報を政府公報、政府ウェブサイト、報道発表及び新聞雑誌、ラジオ、テレビ等の公衆が知るのに便利な方法によって公開しなければならない。

第16条 各級人民政府は、公文書館及び公共図書館に政府情報閲覧場所を設置し、かつ、相応の施設及び設備を配備し、公民、法人その他組織が政府情報を取得するために便宜を提供しなければならない。

行政機関は、必要に基づき、公共閲覧室、資料配布所、情報告知板、電子情報スクリーン等の場所及び施設を設置し、政府情報を公開することができる。

行政機関は、公文書館及び公共図書館に対し、自発的に公開する政府情報を、速やかに提供しなければならない。

第17条 行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関が公開の責任を負う。行政機関が公民、法人その他組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関が公開の責任を負う。政府情報公開の権限について法律又は法規に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第18条 自発的公開の範囲に属する政府情報

は、当該政府情報が形成され、又は変更された日から20業務日以内に公開しなければならない。政府情報公開の期限について法律又は法規に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第19条 行政機関は、政府情報公開案内及び政府情報公開目録を編集して公表し、かつ、速やかに更新しなければならない。

政府情報公開案内は、政府情報の分類、排列体系及び取得方法並びに政府情報公開業務担当組織の名称、所在地、受付時間、連絡先電話、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス等の内容を含まなければならない。

政府情報公開目録は、政府情報の索引、名称、概要、発生日等の内容を含まなければならない。

第20条 公民、法人その他組織が第13条の規定により行政機関に対し政府情報の取得を申請するときは、書面形式（電子データ文書形式を含む。）を採らなければならない。書面形式を採ることが著しく困難であるときは、申請者が口頭で申請を行い、当該申請を受理する行政機関が代わって政府情報開示申請の書式への記入を行うことができる。

政府情報開示申請は、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 申請者の氏名・名称及び連絡方法
- (2) 開示申請する政府情報の内容の記述
- (3) 開示申請する政府情報の形式についての要求

第21条 行政機関は、開示申請された政府情報について、次に掲げる状況に応じて、それぞれ回答する。

- (1) 公開の範囲に属するものは、申請者に当該政府情報を取得する方法及び手続を告知

しなければならない。

- (2) 非公開の範囲に属するものは、その旨を申請者に告知し、かつ、理由を説明しなければならない。

- (3) 法により当該行政機関の公開の範囲に属さず、又は当該政府情報が存在しないときは、その旨を申請者に告知しなければならない。当該政府情報の公開機関を確定することができるものについては、当該行政機関の名称及び連絡方法を申請者に告知しなければならない。

- (4) 申請内容が明確でないときは、変更又は補足するよう申請者に告知しなければならない。

第22条 開示申請された政府情報に公開すべきでない内容が含まれる場合において、区分して処理することができるときは、行政機関は、申請者に対し公開することができる情報を提供しなければならない。

第23条 行政機関は、開示申請された政府情報が商業秘密又は個人のプライバシーに関わり、公開後に第三者の合法的な権利利益を損なうおそれがあると認めるときは、書面により当該第三者の意見を求めなければならない。この場合において、当該第三者が公開に同意しないときは、公開してはならない。ただし、公開しなければ公共の利益に対し重大な影響をもたらすおそれがあると行政機関が認めるときは、これを公開し、かつ、公開を決定した政府情報の内容及び理由を当該第三者に書面で通知しなければならない。

第24条 行政機関が政府情報の開示申請を接受したときは、その場で回答することができるものは、その場で回答しなければならない。行政機関は、その場で回答することができ

ないときは、申請を受理した日から15業務日以内に回答しなければならない。回答期限を延長する必要があるときは、政府情報公開業務担当組織の責任者の同意を得て、かつ、これを申請者に告知しなければならない。回答を延長する期間は、最長で15業務日を超えてはならない。

開示申請された政府情報が第三者の権利利益に関わるとき、行政機関が当該第三者に意見を求めるのに要する時間は、前項に定める期間には算入しない。

第25条 公民、法人その他組織が行政機関に対し自己に関係のある税・費用納付、社会保障、医療衛生等の政府情報の提供を申請するときは、有効な身分証明書又は証明文書を提示しなければならない。

公民、法人その他組織は、行政機関の提供する自己に関係のある政府情報記録が正確でないことを証明する証拠を有するときは、当該行政機関に訂正を求める権利を有する。当該行政機関が訂正の権限を持たないときは、訂正の権限を有する行政機関に移送して処理し、かつ、その旨を申請者に告知しなければならない。

第26条 行政機関が申請により政府情報を開示するときは、申請者の求める形式により提供しなければならない。申請者の求める形式によって提供することができないときは、申請者に関連資料を閲覧させ、写しを提供し、又は他の適当な形式によって提供することができる。

第27条 行政機関が申請により政府情報を提供するときは、検索、複製、郵送等の実費を徴収することができるほかは、他の費用を徴収してはならない。行政機関は、他の組織又は

個人を通じて有償サービス方式で政府情報を提供してはならない。

行政機関が徴収する検索、複製、郵送等の実費の基準は、国务院の価格主管部門が国务院の財政部門と共同で策定する。

第28条 政府情報の開示を申請した公民に明らかな経済的困難があるときは、本人の申請に基づき、政府情報公開業務担当組織の責任者の審査及び同意を得て、徴収する費用の額を減免することができる。

政府情報の開示を申請した公民に閲覧上の困難又は視聴覚障害があるときは、行政機関は必要な援助を提供しなければならない。

第4章 監督及び保障

第29条 各級人民政府は、政府情報公開業務の審査制度、社会評価制度及び責任追及制度を構築・整備し、定期的に政府情報公開業務に対し審査及び評価を行わなければならない。

第30条 政府情報公開業務の主管部門及び監察機関は、行政機関における政府情報公開の実施状況に対する監督・監査に責任を負う。

第31条 各級行政機関は、毎年3月31日までに当該行政機関の政府情報公開業務年度報告を公表しなければならない。

第32条 政府情報公開業務年度報告は、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 行政機関が自発的に公開した政府情報の状況
- (2) 行政機関が申請により開示した政府情報及び開示しなかった政府情報の状況
- (3) 政府情報公開に係る費用の徴収及び減免の状況

- (4) 政府情報公開に関係する行政不服申立て及び行政訴訟提起の状況
- (5) 政府情報公開業務の主要課題及び改善状況
- (6) その他報告を必要とする事項

第33条 公民、法人その他組織は、行政機関が政府情報公開義務を法に従って履行していないと認めるときは、上級行政機関、監察機関又は政府情報公開業務主管部門に通報することができる。通報を受けた機関は、これを調査・処理しなければならない。

公民、法人その他組織は、行政機関の政府情報公開業務における具体的な行政行為がその合法的な権利利益を侵害すると認めるときは、法に基づいて行政不服申立てを行い、又は行政訴訟を提起することができる。

第34条 行政機関がこの条例の規定に違反し、政府情報の公表に係る秘密保護審査の枠組みを構築・整備しないときは、監察機関又は一級上の行政機関は、是正を命ずる。情状が重大であるときは、当該行政機関の主要な責任者に対し法に基づいて処分を行う。

第35条 行政機関がこの条例の規定に違反し、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、監察機関又は一級上の行政機関は、是正を命ずる。情状が重大であるときは、当該行政機関に直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対し法に基づいて処分を行う。犯罪を構成するものについては、法に基づいて刑事責任を追究する。

- (1) 政府情報公開義務を法に従って履行しな

かったとき。

- (2) 公開する政府情報の内容、政府情報公開案内及び政府情報公開目録を速やかに更新しなかったとき。

- (3) 規定に違反して費用を徴収したとき。

- (4) 他の組織又は個人を通じて有償サービス方式で政府情報を提供したとき。

- (5) 公開すべきでない政府情報を公開したとき。

- (6) この条例の規定に違反するその他の行為があったとき。

第5章 附則

第36条 法律又は法規により権限を授けられた、公共事務管理機能を有する組織による政府情報公開の活動については、この条例を適用する。

第37条 教育、医療衛生、計画出産、給水、電気供給、ガス供給、熱供給、環境保護及び公共交通等の人民大衆の利益と密接に関わる公共企業・事業体が、社会公共サービスを提供する過程で作成し、又は取得した情報の公開は、この条例に照らして実施する。その具体的方法は、国务院の関係主管部門又は組織が策定する。

第38条 この条例は、2008年5月1日から施行する。

(おかむら しがこ・議会官庁資料課)

(かりた ともこ・議会官庁資料課)

広州市政府情報公開規定

(2002年11月6日公布、2003年1月1日施行)

岡村 志嘉子、刈田 朋子訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 公開内容
- 第3章 公開方法
- 第4章 公開手続
- 第5章 監督と救済
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 個人及び組織の知る権利を保障し、政府情報公開を規範化し、行政活動の透明性を高め、政府機関の法に基づく職権の行使を監督するため、関係の法律及び法規の規定に基づき、市の実情に合わせ、この規定を制定する。

第2条 この規定において政府情報とは、各級人民政府及びその職能部門並びに法に基づき行政職権を行使する組織が、その管理又は公共サービス提供の過程において作成し、取得し、又は保有する情報をいう。

第3条 広州市行政区域内の政府情報公開については、この規定を適用する。

第4条 各級人民政府及びその職能部門並びに法に基づき行政職権を行使する組織は、公開義務者であり、法に基づいて政府情報公開義務を履行しなければならない。

個人及び組織は、公開権利者であり、法に基づいて政府情報を取得する権利を有する。

第5条 各級人民政府の政務公開主管組織は、この規定を組織的に実施する責任を負う。

各級人民政府の法制担当組織及び監察部門は、それぞれの職能に従ってこの規定の実施を監督する。

第6条 政府情報は、公開を原則とし、非公開を例外とする。

政府情報の公開は、合法、迅速、真実、公正の原則を遵守しなければならない。

第7条 公開権利者が政府情報を取得する権利を行使するに当たっては、他人のプライバシー、商業秘密、国家秘密又は他の公共の利益を侵害してはならない。

いかなる個人又は組織も、公開義務者が政府情報を公開する活動及び公開権利者が法に基づいて政府情報を取得する権利を、不法に妨害し、又は制限してはならない。

第8条 公開義務者がこの規定に基づき政府情報を提供するに当たっては、費用を徴収してはならない。ただし、法律、法規又はこの規定に別に定めるものを除く。

各級人民政府は、政府情報公開の経費を年度予算に計上し、政府情報公開活動の適正な実施を保障しなければならない。

第2章 公開内容

第9条 公開義務者は、次に掲げる業務権関係の政府情報を自発的に社会に公開しなければならない。

- (1) 当該行政区域の社会経済発展戦略、発展計画、業務目標及び進捗状況
- (2) 局面全体に関わる重要な政策決定
- (3) 規則、規範性文書及び他の政策措置
- (4) 政府組織の編制、職能及び設置根拠
- (5) 政府の行政許認可項目
- (6) 当該地域の重大突発事件の処理状況
- (7) 処理を承諾した事項及びその進捗状況

公開義務者は、次に掲げる財政権関係の政府情報を自発的に社会に公開しなければならない。

- (1) 当該級人民代表大会において承認された政府の年度財政予算報告及びその執行状況
- (2) 重要な特定経費の分配・使用状況、重要物資の入札調達状況及び重要基本整備事業プロジェクトの入札・応札状況
- (3) 政府の投資する社会公益事業の状況
公開義務者は、次に掲げる人事権関係の政府情報を自発的に社会に公開しなければならない。
 - (1) 政府幹部職員の履歴、業務分担及び異動の状況
 - (2) 公務員の採用及び選考任用並びに模範職員選考の条件、手続及び結果
 - (3) 政府機構改革における人員調整の状況

第10条 公開義務者は、次に掲げる政府情報を自発的に社会に公開しなければならない。

- (1) 行政行為の根拠
- (2) 行政行為の手続
- (3) 行政行為の期限
- (4) 救済手段及び期限

第11条 公開義務者は、行政処理の決定を行うときは、その対象者に対し、次に掲げる政府情報を自発的に告知しなければならない。

- (1) 決定部門
- (2) 決定手続

- (3) 決定根拠及び理由
- (4) 決定結果
- (5) 救済手段及び期限

第12条 公開義務者の次に掲げる内部政府情報は、内部公開しなければならない。

- (1) 幹部職員の職務規律上の状況
- (2) 内部財務収支状況
- (3) 内部会計検査結果
- (4) 公務員の人事管理状況
- (5) その他公開すべき内部政府情報

第13条 公開権利者は、第9条及び第10条に掲げられていない他の政府情報の開示を公開義務者に申請する権利を有する。当該情報が法律、法規又はこの規定により公開が禁止される内容に属する場合を除き、公開義務者は、申請に基づき公開権利者に開示しなければならない。

公開権利者は、公開義務者に対し、その保有する政府情報のうち、自己に関するものの開示を求める権利を有し、当該情報の内容に誤り又は不正確なところがあることを発見したときは、公開義務者に対し訂正を求める権利を有する。

第14条 次に掲げる政府情報は、公開しない。

- (1) 個人のプライバシー
- (2) 商業秘密
- (3) 国家秘密
- (4) 審議又は討論の過程にある政府情報で、第19条に定めるものを除くもの
- (5) 法律又は法規で公開が禁じられている他の政府情報

第3章 公開方法

第15条 第9条及び第10条の規定に基づく政府

情報の公開は、次に掲げる方法のうち、当該情報の特性に合致する一又は数種のものを選んで行わなければならない。

- (1) 統一的な政府総合ポータルサイトの構築
- (2) 政府情報専門刊行物の定期的な公刊又は新聞雑誌、ラジオ若しくはテレビその他のメディアを利用した政府情報の公表
- (3) 常設の政府情報公開所、公開情報掲示板、電子スクリーン、電子タッチパネル等の設置
- (4) 政府報道発表の定期的開催
- (5) 政府情報公開サービスホットラインの設置
- (6) その他公衆が容易に了知し得る方法

第16条 第11条の規定に基づく政府情報の公開は、次に掲げる方法で行わなければならない。

- (1) 決定を行う前に、対象者に法執行証書を提示し、文書又は口頭で、当該対象者の権利義務、決定の適用手続及び法的根拠を告知する。
- (2) 決定がなされた後、法執行文書を公開する。法執行文書には第11条に定める内容を明記しなければならない。

第17条 第12条の規定に基づく内部政府情報の公開は、当該公開義務者の実状に合った適切な方法により行う。

第18条 第13条の規定に基づく政府情報の開示は、閲覧、音声再生、映像再生、電子閲覧等、当該情報の特性に合った方法により行う。

第19条 個人又は組織の重大な利益に関わる、又は重大な社会的影響のある事項については、正式決定前に事前公開制度を実施する。決定部門は決定を予定している事業計画及び理由を社会に公表し、十分に意見聴取した後

に修正を行い、改めて決定を行わなければならない。

第4章 公開手続

第20条 公開義務者が第9条及び第10条に定められた自発的公開義務を履行しないときは、公開権利者は、書面により、又は政府総合ポータルサイトを通じて、公開義務者に履行を求めることができる。この場合において、公開義務者は、開示申請書を受け取った日から15業務日以内に社会に公開しなければならない。公開権利者が開示申請した内容が既に公開されているときは、公開義務者は、その旨を案内しなければならない。

公開義務者が第11条に定められた自発的公開義務を履行しないときは、対象者はいつでも公開義務者に公開を求めることができる。この場合において、公開義務者は、直ちに当該対象者に公開しなければならない。

第21条 公開権利者が第13条の規定に基づき開示申請するときは、書面申請によることも口頭申請によることもできる。口頭申請によるときは、公開義務者は、その場で記録を作成しなければならない。これらの申請は、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所、身分証明、連絡方法等の基本情報
- (2) 開示を求める具体的な内容
- (3) 申請者の署名又は捺印
- (4) 申請日

第22条 公開義務者は、申請書を受け取ったときは、公開権利者に直ちに受理証を送付し、かつ、申請書を受け取った日から15業務日以内に公開の可否を決定するとともに、公開決定書を作成し、公開権利者に送付しなければ

ならない。

情報資料の処理等の客観的な原因その他正当な理由があるときは、公開義務者は、公開の可否を決定する期限を30業務日まで延長することができる。この場合には、速やかに書面により延長後の期限と延長の理由を公開権利者に通知しなければならない。

公開義務者が公開を決定したときは、公開の期日、場所、方法及び支払うべき費用を公開決定書に明記しなければならない。部分公開又は非公開と決定したときは、公開決定書において理由を説明しなければならない。

公開日は、公開義務者が公開決定をした日から起算して15業務日を超えてはならない。

第23条 開示申請した政府情報が公開禁止又は公開制限の内容を含む場合において、区分して処理することができるときは、公開することができる部分を申請者に開示しなければならない。

公開義務者が申請者に対し政府情報の存否を明らかにすることが、公開すべきでない政府情報を公開する結果となるときは、公開義務者は、当該政府情報の存否の確認を行わないことができる。

第24条 政府情報が国家秘密の範囲に属するかどうか未確定であるときは、担当職員が具体的な意見を当該機関又は組織の主管責任者に提出して審査・承認を受けた後、秘密保護に関する法律及び法規の定める期限及び手続に従い、当分の間公開しないこととすることができる。

当分の間公開しないこととした政府情報は、性質又は秘密等級の確定後、それぞれ第9条、第10条、第13条又は第14条の規定に基づき処理する。

第25条 公開権利者が申請に基づき開示された政府情報を閲覧するときは、閲覧証明書又は関係文書及び資料の写しを取得する権利を有する。

公開義務者がこの規定に基づき政府情報を提供するときは、事前に定められた標準的検索及び複製等の実費を除き、公開権利者から費用を徴収してはならない。実費の徴収基準は、物価部門が認可する。

経済的に特に困難な状況にある公開権利者に対しては、費用の減免を行うことができる。

第26条 公開義務者が不可抗力又は他の法定事由により、定められた期間内に公開の可否について決定することができず、又は申請された資料を申請者に開示することができないときは、期間の進行を中断し、公開義務者は、速やかに書面により申請者に中断の理由を通知しなければならない。

期間は、中断の原因が消滅した日から引き続き計算する。

第5章 監督と救済

第27条 市人民政府政務公開主管組織は、主として次に掲げる方法により、政府情報公開行為に対する監督を行う。

- (1) 公開義務者の政府情報公開状況に対し、定期的又は不定期に検査を行う。
- (2) 各公開義務者が内部において評価活動を行い、政府情報公開業務について職員から意見を聴取する。
- (3) 「民主政治の日」活動等の方法を通じて、広く社会各界の意見を聴取する。
- (4) 政府情報公開告発電話及びメールボックスを設置し、違法又は不適切な行為を速やかに調査・処分し、かつ、告発者に処理状況を通知する。

第28条 市人民政府の法制担当組織は、定期的に市政府の各行政部門、各区及び県級市政府の政府情報公開の実施状況を評価・審査する責任を負う。具体的な審査基準は別に定める。

区及び県級市人民政府の法制担当組織は、当該級政府の行政部門及び出先機関並びに鎮政府の政府情報公開の実施状況を評価・審査する責任を負う。

第29条 公開権利者が公開、部分公開又は非公開の決定に不服である場合には、法に基づいて不服申立て、訴訟提起又は損害賠償請求を行う権利を有する。

第6章 法的責任

第30条 公開義務者が政府情報公開の実施に当たり、関係する法律、法規又はこの規定に違反したときは、各級人民政府の政務公開主管組織は、期限までの是正を命じ、期限を過ぎても是正されないときは、批判文書を発し、かつ、その主たる責任者の行政責任を追及することができる。

第31条 政府情報公開に係る直接の責任者の行為が、次のいずれかに該当するときは、関係機関は法に基づき行政処分を行い、情状が重大で犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) この規定の中の公開内容、方法、手続、期限に関する規定に違反したとき。

- (2) 秘密保護に関する法律及び法規の規定に違反したとき。

- (3) 政府情報を正しく公開しなかったとき。

- (4) その他この規定に違反する行為があったとき。

第32条 公開義務者は、政府情報を隠匿し、虚偽の政府情報を提供し、又は商業秘密若しくは個人のプライバシーを漏洩することにより、公開権利者に経済的損失を与えたときは、法に基づきこれを賠償しなければならない。

第7章 附則

第33条 外国人、無国籍者又は外国の組織が広州市の行政区域内で政府情報の開示を申請するときは、中華人民共和国公民及び組織と同等の権利及び義務を有する。

外国又は地域が中華人民共和国公民及び組織の政府情報公開に関する権利に制限を加えるときは、当該国又は地域の公民及び組織の政府情報公開に関する権利について相互主義の原則を適用する。

第34条 この規定は、2003年1月1日から施行する。1992年7月9日に公布・施行された「広州市人民政府政務活動公開試行規則」は、これを廃止する。

(おかむら しがこ・議会官庁資料課)

(かりた ともこ・議会官庁資料課)